

お知らせ

山口県公共測量作業規程の変更について

山口県公共測量作業規程（国土交通大臣承認：平成20年8月28日付け国国地第467号）は、測量法第34条に規定されている「作業規定の準則」を準用しているところですが、このたび、「作業規定の準則」が改正（平成25年3月29日付け国土交通省告示第286号）されました。

これに伴い、山口県公共測量作業規程を変更したのでお知らせします。

記

1 主な改正内容

- 1) 準天頂衛星に対応
- 2) 空中写真撮影作業の標準化
- 3) 図化作業の標準化
- 4) 航空レーザー測量における情報レベル500での数値地形モデル作成を規定

2 適用

平成25年10月1日以降、公告又は指名通知を行う業務から適用します。

3 閲覧方法

技術管理課ホームページに掲載しています。

技術管理課 > 共通仕様書・施工管理基準 > 公共測量作業規程

詳しい改正内容等については下記の国土地理院ホームページをご参照ください。

<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/>

4 業務で使用する様式等について

様式についても、技術管理課ホームページに掲載します。ただし、ファイル形式はPDFとなります。実施にあたっては、計画機関担当者に問い合わせてください。